

平成20年12月25日

各 位

会社名 株式会社ノザワ
代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也
(コード5237 大証第2部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 三原 伸夫
電話番号 078-333-4111

連結子会社元担当部長の不適切な行為について

当社連結子会社である株式会社ノザワ商事において、平成18年9月にお客様から依頼されました「大阪市にある集合住宅の電気室アスベスト含有分析試験」におきまして、同電気室で採取したものではありません別物件の試検体を分析機関に持ち込み、その検査結果を同電気室におけるアスベスト含有率として報告していたことが、社内調査の結果判明致しましたのでお知らせいたします。

なお、他物件についての調査を実施中ですが、現時点での調査の結果、同様の不適切な行為は認められませんでした。

お客様ならびに関係者の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けし、また信頼を裏切る結果となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

再びこのような事態を起こさぬよう、社内管理体制の見直し、強化ならびにコンプライアンスに関する社員への指導徹底を図り、全社をあげて信頼回復につとめてまいります。

これまでの調査の結果と当社における対応につきまして、現在までに判明している内容をご報告申し上げます。

記

1. 現在までの調査結果

(1) データ提出時期

平成18年9月8日

(2) アスベスト含有の分析試験対象物件

大阪市にある集合住宅の電気室

(3) 発覚の経緯と調査結果

平成20年12月9日(火)当社宛に、「大阪市にある集合住宅の電気室のアスベスト含有分析試験」において、電気室から採取した試検体についてはアスベストの検出が認められなかったにもかかわらず、電気室から採取した試検体とは異なる試検体を持ち込み、電気室の含有率として報告した疑いがあるとの指摘がありました。その内容について、社内調査委員会を発足させ、当事者及び関係者への

ヒアリングと分析データの調査を行いましたところ、同物件の電気室の岩綿を採取した試検体の差し替えをしたことが判明しました。この行為は電気室の工事を受注するために営利目的で行ったのではなく、顧客である同建物の管理組合に対し、過去に実施した工事に対し、ご迷惑をかけてはいけないとの当事者の判断により不適切な行為を行ったことが判明致しましたので、本日の発表となりました。

(4) 原因

平成 15 年 10 月、「大阪市にある集合住宅 1,2,3 号棟ポンプ室 165 m²のアスベスト除去工事」について、4 社による競合入札の結果、当社が 425 万円で落札、同年 12 月ポンプ室の壁、天井の岩綿吹付け材の除去及びグラスウール化粧貼り復旧工事を行いました。当工事につきましては当社が同住宅管理組合及び技術アドバイスを請け負ったコンサルタント会社に呼ばれた段階で、すでにアスベストの除去工事ということで依頼を受けていたこと、また当該物件の竣工が昭和 51 年で且つ、岩綿吹付工事が施工されていたことから、当社はアスベスト除去工事として正式な手順のもとに受注し、工事においても問題なく期間内に完了しております。尚、工事中的アスベスト粉塵気中濃度測定においてもアスベストで検出されております。

その後、平成 18 年 8 月、同管理組合より、上記ポンプ室と同じ棟にある電気室のアスベスト含有分析試験の依頼があり、株式会社ノザワ商事の当時の担当部長が試検体を採取、分析機関に送付しましたが、アスベストの含有が検出されませんでした。このため、ポンプ室の除去工事を実施した同管理組合が、住民より「ポンプ室についてもアスベストが含まれていなかったのではないか」等の、質問攻勢に至れば迷惑がかかると考え、同担当部長独断で他物件のアスベスト含有試検体を分析機関に持ち込み、アスベスト含有の試験データを電気室のデータとして同管理組合に提出致しました。なお、電気室についてはアスベスト含有分析の依頼を受けたのみでアスベスト除去工事の営業活動は一切行わず、本工事も未だ実施されていないため、試検体を差替えたことによる当社の直接売上、利益はありません。また担当部長自身の金銭等の利益授受もありません。

(5) 今件の対応

今件の試検体を差替えてアスベスト含有分析データを報告した株式会社ノザワ商事元担当部長(現顧問)を本年 12 月 11 日業務停止処分にするともに、12 月 24 日付で顧問契約を解除致しました。

本件に関する問い合わせ先 株式会社ノザワ 総務部 (078 333 4111)
--

以 上